

第 130 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 3 年 10 月 14 日（木） 10：19～11：37

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、勢一智子構成員、野村武司構成員

〔政府〕 寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官、小柳太郎内閣府地方分権改革推進室参事官、谷中謙一内閣府地方分権改革推進室参事官、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 3 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 22：農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し（文部科学省、農林水産省）>

（農林水産省）2 次回答において、埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の事例調査により、周辺農地に支障が生じるような事例が発生していなければ、一時転用許可を不要としてよいと答えたことを踏まえ、埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可を不要とする方向で考えていきたい。

許可不要とするに当たり、省令改正を予定しており、改正の時期は令和 3 年度末を予定している。

今回、試掘調査に係る一時転用許可不要の検討に当たり事例調査を行った。

過去 3 年間で試掘調査の事例があったのは、47 都道府県中 17 道府県で、試掘調査による周辺農地への営農条件の支障が生じたものは 1 件もなかった。また、試掘調査に要した期間も多くは 1 か月以内で、短期間という形になっていた。それから、一時転用の観点から被害防止措置をどのように取っているのかも調査したが、土砂の飛散防止や湧水の発生の排水処理対策といった防除措置を取っているものも多くみられた。また、全ての案件で、原状復旧がしっかりされているということも確認した。

それらの結果を踏まえた今後の対応方針として、調査結果から、実際の営農上の支障がなかったことに加え、試掘調査の実施主体が公的機関で用地選定の任意性も少ないことを踏まえ、埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可は不要とし、省令の改正により対応したい。

ただし、被害防除措置が取られていることが、実際に営農に支障が生じない 1 つの要因であると考えているため、一時転用許可を不要にするに当たり、試掘調査をする際の留意事項について、文化庁から事務連絡で周知していただきたいと考えている。

周知の内容としては、試掘調査に当たり、事前にお互いに連絡を取り合うことや営農条件に支障が生じないように土砂の飛散防止措置や日照防止措置などの被害防止措置をしっかりとること、また、原状復旧をする際に 4 ページの下の黄色で記載している内容の周知をしていただければと考えている。

以上の措置を令和 3 年度末までに講ずることとしたい。

続いて、荒廃農地の営農型太陽光発電設備の関係であるが、こちらについても 2 次回答において、一団のまとまりのある農地のうち、荒廃農地の面積が 2 分の 1 を超えている場合であって、実際に、その荒廃農地とその他の農地を区分して活用することが困難な場合については、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可期間を 10 年としたいと考えている。

通知についても技術的助言として明確化することとし、令和 3 年度末に対応したい。

（高橋部会長）一時転用許可を付与した場合について、代替措置については講じないということによいか。また、営農についての障害については、文化庁から通知をしていただくということによいか。

（農林水産省）然り。

（高橋部会長）年度内に確実に改正していただくということによいか。

（農林水産省）然り。

（高橋部会長）2 番目だが、基本的には、2 分の 1 要件以外には条件を課さないということによいか。

（農林水産省）然り。ただし、一団の農地に含まれないような、位置的に離れた農地も含めて一時転用期間 10 年間の対象にはできないと考えているため、その点をご承知おきいただきたい。

(高橋部会長) 承知した。こちらも年度内に改正していただくということによいか。

(農林水産省) 然り。

<通番 27：農村地域産業等導入基本計画の廃止等（農林水産省）>

(高橋部会長) 今回の提案が出た背景にある問題に関する農水省の認識を改めていただきたいという、話であったと思う。今の説明をお聞きしても、計画という手法で、国、都道府県、市町村の三位一体での取組を確保しなければいけないのかについての説明が、まだないと思う。

というのは、結局、農地の特例や、課税の特例について重要だという話はよく分かる。しかし、同じような特例があるような、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（地方拠点法）や特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（特定農山村法）などにおいては、別に計画を都道府県に義務づけているわけではなく、都道府県なりの関与、つまり、都道府県の構構みたいなのを示していただき、どこかの形で都道府県がコミットできるような形であればよしとしている制度になっている。繰り返すが、計画という手法で実施する必要は必ずしもないのではないかなと思うが、いかがか。

(農林水産省) 地方拠点法は、法律の考え方が異なると考えている。そもそも農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）で目指している姿というのは、県と市町村と国が一体となって構造政策についてドライブをかける一手法として措置をしましょうということだと思う。今の運用はかなり限定的な形になっているので、それに関する指摘を受けていると思うが、基本的には、都道府県の計画といっても、平成 29 年までは、どちらかという県の方針を書いてもらうイメージだと思っていたため、行政計画のように都度変えなくてはいけないような、そのような意味での計画ではないものだった。しかし、現在、性格が変わって、計画という、都度変わらなければならなくなっているというところが問題だと思う。地方拠点法の場合は、都道府県にそのような就業促進とか構造改革に関する役割を期待するようなことが必要ない。我々農林水産省としては何とも言えないが、前提が少し違うので何とも言いようがない。

(高橋部会長) では、特定農山村法はどうか。こちら、別に計画を義務づけてはいない。

(農林水産省) 特定農山村法は、そもそも国や県が出てくる仕組みになっていないので、これも地方拠点法と同じように、そもそもスキームが違うのだと思う。

(高橋部会長) 特定農山村法には、都道府県の同意協議があるのではないか。

(農林水産省) 同意協議はあるが、国や県が何か計画を作るということはなかったはずである。

(高橋部会長) 今回は、計画を作らないという方向で、同じようにできないかというお願いをしているのである。今はそうだというのは分かるが、変えてほしいというお願いである。

(農林水産省) 再三の説明になってしまうが、農村産業法の場合は、まさに国や県にも役割があるので、こういうことをやるのだということを引きちんと定めていただく必要があろうかと思う。その意味で、地方拠点法や特定農山村法とは、仕組みが違うと思っている。

(高橋部会長) これらの 2 つの法律でも、都道府県と国の政策があって、都道府県の広域的な観点から、都道府県が同意協議で関与しているのではないか。この 2 つの法律では、計画が不要になっている。直に市町村が国に同意協議すればいいのではないか。

(農林水産省) 県が同意協議で関与するという話と、県自身が主体になって事業をすること、我々の農村産業法でいえば、導入の促進のために骨を折ったり、あるいは就業促進のための措置を講じたり、あるいは構造改善ということで、基盤整備をやったりということを県が主体的に担うことは、別次元の話と考えられる。

(高橋部会長) ただ、その場合であっても、計画という形でなくても、都道府県の政策表現はできるのではないか。いちいち法定計画という形で、事細かに書いてあるけれども、政策指針のようなものを表現してもらえば十分なのではないかと思う。その上で、市町村から同意協議を受ければよい。市町村の計画について、そういう仕組みはなぜできないのか。

(農林水産省) 要は、政策をこういうふうに進めますということを表明するのが、計画という形になる。

(高橋部会長) それは、政策表明の仕方であり、計画という形は、法定計画のこのような事細かなことを決めなくても、国の基本指針に沿って、こういう基本指針を県が作ることとすればよい。

(農林水産省) 県と市町村とで、例えば、構造改革を図るので少し農地転用のところも通常だったらできないことを転用するなどの話し合いをみんなで行った上で、県にそういう裁量を与えるという法律である。別に、こ

の計画を県が作らなかつたら、そういう世界ではない、通常の世界に戻るだけのことになる。

(高橋部会長) それは、前回、1次ヒアリングで議論をさせていただいた。市町村が実施計画を作りたいというときに、県は基本計画を作らざるを得ないので、そのような話はないと思う。

(農林水産省) しかし、それを都度作らなければならなくなっているというのが問題だから、その都度の作成はやめましょうという話を我々は今申し上げている。本来、都度計画を作らなくてはいけなくて、県に負担をかけているようなスキームではないことから、もともとの基本的な県の考え方だけお示しいただければ、通常、県がその基本方針に従って、市町村から同意をいただければ、それで終わりというスキームになる。その段階で、都度計画を国に同意付きで協議するという形ではなくなるはずであり、それでよいのではないか。

我々も別に現在のような制度を最初から求めていたわけではないが、国会の議論等の中で、そういうふうに運用しないと心配だという声が強かったので、今、運用上、そういう縛りをかけている。それを我々も、必要な相談をしながら進めなくてはならないが、少し都道府県がやりやすいような運用にしようと言っている。

(高橋部会長) 繰り返すが、實際上、計画といっても昔は基本指針のようなものだった。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) それを、基本指針なりのものを表現する法形式として、表現ぶりも基本指針にふさわしいものにしていただければ、我々としては提案の実現になると考えている。

もう一つは、やはり国会審議についても、今、全体として法定計画が非常に都道府県及び市町村の広域行政を著しく侵害しているという状況があって、看過できないということで、今年取組がなされている。だから、国会の先生方、農林部会の先生方にも、今、状況は変わってきているということを御説明いただき、ぜひ、全体として都道府県そのものが、広域調整機能が発揮できるように、制度の仕組みを国全体として変える一環で御協力いただきたい。

(農林水産省) 元々は基本方針的なものであるが、基本計画という名前になっていたということである。それをもともとの基本指針的性格のものに戻すことについては、ガイドライン等で措置することはできるのではないかと思うが、当然、心配される方々がいらっしゃるの、そのような運用になっているという過去の経過から見ても、相談をさせていただきたい。

その際、部会長から今の発言があったということは、当然、我々としては、報告の中では述べさせていただく。

(高橋部会長) ぜひ法律を変えていただきたいというお願いをしている。基本計画ではなくて、要するに都道府県としての土地利用の一体的調整という施策を踏まえて産業化を進めるという、ある種の国の方針に沿った基本構想というのをを出してもらえれば、それで都道府県の役割は果たされるのではないかと思う。その上で、市町村との関係についてどうするかは、さらにこれから議論したいと思うのだが、お願いできないのか。

(農林水産省) 基本計画なのか基本構想なのかという名称の問題はともかくとして、我々として実際にやろうとしていることは、都度変えなければいけない計画ではなくて、都道府県のマスタープラン的性格なものにするということは変わらない。

(高橋部会長) 例えば、基本的な事項とか、物すごく事細かに縛っている。もう少し基本方針に沿って、基本指針に即した形できちんとやってくださいという大まかなことだけを示せば、やはり政策目標、政策実現になるのではないか。細かな計画になっているのではないか。

(農林水産省) 業種を定めるという点以外は、それほど細かくないと考えている。

(高橋部会長) 努めるものとするを書いてある部分もあるのではないか。

(農林水産省) 都度の計画で、例えば、期間が来たら変えなければいけないとか、そういうような計画ではない。基本計画という名前だから、行政計画のように見えるが、どちらかというとマスタープラン的なものを国と県でやりとりをするもの。こういうルールでやりましょうというのを、我々もほかの県との関わりもあるので、統一的にチェックだけはさせていただいている。同意協議を経た方針でやるのだったら、例えば、農地転用とかもある程度裁量の幅を広げるという仕組みになっている。この法律を使うかどうかは都道府県の自由である。

(高橋部会長) 繰り返すが、市町村が特例を使いたい時に都道府県計画がなければ使えなくなっているのは、実質的に義務付けとなっているのではないか。

(農林水産省) いや、都度の業種を指定しなければいけなくなったから、今の運用になったが、それは我々も本意ではない。しかし、業種指定が本当に適切になされるのかという指摘があったことから、裁量がある程度狭まるような運用にしてしまっていたのである。もう一回、関係の議員とも話して、当該運用を元に戻すような

形にしようという話をしているのに、何にこだわっているのかが分からない。

(高橋部会長) 例えば、努めるものとするというのは、これは同意協議の対象にはならないのか。

(農林水産省) それは、実際には県の方々は真面目に業務をなさっているため、書いて出してきていただいているし、協議の際には一緒に提出してもらっているが、努めるものとするということを書いていないなど、多少齟齬があるからといって、国として何か措置をとることはないと思う。

そういう意味では、今でも別に義務的なところと、そうではないところは分けて対応されているということだと思う。

(高橋部会長) その他はどうか。

(農林水産省) 地域の指定は市町村が行うことになっている。地域の指定が市町村でできなくなったら、本当に市町村は困ると思う。

(高橋部会長) ただ、基本計画についても、同意協議まで要するのか。基本方針に即していればよいということについて、後からチェックするというのでは駄目なのか。基本計画は、都度変えなければいけないということがなくなれば、ある程度長期的な計画になるのか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 要するに基本計画を報告してもらい、これは国の計画から著しく違うということであれば、後から直してもらうなどの運用にはならないか。

(農林水産省) 前日も申し上げたが、税制上の特例措置や、財政・金融上の措置などがあり、それについては、最初の第一次分権改革、平成10年のときに同意協議ができると整理されている。さらに20年の分権委の勧告の際にも、それを認めていただいている。この法律は、まさに税制や財政上の措置があることから、同意付き協議をつけるという整理をしている。その経緯に鑑みると、やはり今、同意を廃止することにはならないのではないかと考えている。

(高橋部会長) その同意事項を限定するというのは、あり得ないのか。

(農林水産省) 同意事項を限定して、今の制度になっている。

(高橋部会長) 実際には、市町村から実施計画において出てきた地域指定について、そこに参入をしたところで、課税特例が発生する。その必要な部分だけ同意協議事項にすればいいのではないか。

(農林水産省) 国と都道府県の間でマスタープラン的な部分に同意を取った上で、そのマスタープランに基づいて、都道府県と市町村が同意付きで協議をした結果、エリアが決まって、そのエリアが決まったところで施設を作るときに、土地の所有権を移転する際の課税上の控除が働いたり、施設を建てるのに必要な融資をするときに、公庫資金が使えるといった仕組である。

それゆえ、後でチェックしてよいという制度だったら、そもそもそれは何なのかということになると思う。

(高橋部会長) 市町村における実施計画の作成や変更がある際、都道府県の計画は変更しなくていいということになるのか。

(農林水産省) マスタープランとしての県の計画の変更は不要となる。今、業種のところの運用を、その業種を追加するために変更しなければいけないような形にしなければ、変更は不要となる。

(高橋部会長) その点を、明確にさせていただくということか。要するに、都道府県の計画の都度の変更は必要なく、長期的な、マスタープラン的なものになるということか。

(農林水産省) 然り。元々そのような位置づけのものである。

(高橋部会長) 業種の設定における都道府県による基本計画の変更は不要だと。また、その場合は同意協議も不要となるのか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 事務局は、いかがか。

(細田参事官) 先ほど来、まさに御議論をいただく中で、論点を集約してきていただいているように思うので、また農林水産省と御相談をさせていただきたい。

<通番26：地域公共交通に係る各協議会等を一元化可能とする見直し（国土交通省）>

(高橋部会長) 省令、告示を改正していただくという方向で、いつぐらいに改正していただける方向となるのか。

(国土交通省) これから作業を進め、具体的に運用を変えるという話でもあるので、我々としては、今年度中には対応したいと思っている。

(高橋部会長) 単一市町村内の路線における廃止等の協議というのは、どのぐらいの割合になるのか。
(国土交通省) 一般的に、大体平均すると5割から8割程度、地域によって差があるが、そういった割合で単一の市町村内に路線があるということである。
(高橋部会長) 8割というと相当な負担軽減になるということで考えてよろしいか。
(国土交通省) 全部廃止するのであれば、そうだと思う。
(高橋部会長) 廃止の際の負担が減るということで、どうもありがとうございます。これは両方ともスケジュール的にはどのようにお考えか。
(国土交通省) 先ほど申し上げたとおり、今年度内に対応したいと思っている。
(高橋部会長) これは省内で完結するのか。
(国土交通省) もちろん、省令、告示は、省内の話であるが、運用を変えるということなので、付随してマニュアルを改正したり、実際その運用について、地方運輸局のほうにも周知して、スムーズに対応を図りたいと思っているので、周知期間を含めると、大体今年度中にということかと思っている。
(高橋部会長) 承知した。どうもありがとうございます。
(勢一構成員) 前向きに御検討いただけるということで、ありがとうございます。地域でそれぞれ違う会議、協議会が立って運用されているという現状にあるので、これを今回、お示していただいたような形で変える場合に、現場でそれぞれ困らないような形で周知をしていただくことが大事かと思う。現場がそれぞれ違う状況というところも、もちろん把握されておられると思うので、その点も踏まえて、できる限り丁寧に周知をお願いできればと思う。
(国土交通省) 承知した。ありがとうございます。
(高橋部会長) では、引き続き閣議決定に向けて、よろしく御協力をいただければと思う。どうもありがとうございました。

<通番3：小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化（厚生労働省）>

(高橋部会長) 関係者への意見聴取については、どれぐらいの範囲を想定しているのか。
(厚生労働省) 意見聴取先としては、自治体関係者である指定都市、中核市あるいは児童相談所の設置市などに加え、医療関係者、そして難病のお子さんを持つ患者の団体等に照会をかける予定である。
(高橋部会長) 広範囲に丁寧に御照会をいただくというのは、大変素晴らしいことだと思うが、閣議決定までに間に合うよう作業を進めていただくということは可能か。
(厚生労働省) その方向で作業を進めている。
(高橋部会長) ありがたい。もう一点、どちらかの機関でホームページを一元的に見られるようになっていると御説明いただいた。ホームページに各自治体の指定医のリンク先が貼ってあるだけでは一覧性がないように思えるが、検索をかければ指定医か否かを確認するようなことはできないのか。
(厚生労働省) 国立成育医療研究センターのホームページにて、各自治体の指定医の公表ページのリンクを紹介しており、各自治体の指定医の一覧表に飛べるようになっているが、掲載方法自体は、各自治体の様式であり統一されていない。指定難病医療費助成に係る難病指定医も同様の方式である。
(高橋部会長) その方式だと全ての自治体を確認しないと指定医か否か判断することができないと考えられるがいかがか。
(厚生労働省) 医療費助成の申請のときに添付する医師の診断書に、指定医ごとに割り振られたコードが記載されており、そのコードの頭の番号を見るとどの自治体で指定されたかというのが分かるようになっている。
(高橋部会長) そのコードを手掛かりに自治体を特定すれば手早く見つけられるということか。承知した。閣議決定まで、引き続き御協力のほどよろしくお願いしたい。

<通番19：感染症法に基づく医師の届出を検査施設設置市町村経由とする見直し（厚生労働省）>

(厚生労働省) 感染症法に基づく対策の実施主体は、都道府県、保健所を設置する市又は特別区であるが、保健所を設置しない市町村については、自宅療養者の方々の生活支援など、住民サービスについて大変重要な役割を担っていただいている。

今回の提案は、こうした衛生部門の権限を持っている都道府県と、住民サービスに身近な立場の市町村との関係についての提案であるが、感染症対策の仕組みや権限との関係から申し上げますと、こうした対策を効果的

に進めるという観点からは、組織・権限を持つ都道府県と市町村とが連携・調整していくという形で進めていただくことが大事だと思っており、提案のような、検査施設からの報告に関して経路機関を追加するというような形ではなく、円滑に情報連携いただけるような仕組みということで対応していきたいと考えている。

1次ヒアリングの後、自宅療養者が大変増加し、都道府県だけではなく、市町村と連携して自宅療養者の方に対する支援を行う必要性が増したことや、先日的一次ヒアリングでの指摘も踏まえ、都道府県に対して、8月25日に事務連絡を発出し、加えて9月6日にも発出して、改めて市町村との連携をお願いしたところである。

この中で、個人情報の取扱いに関しては、こうした場合の市町村への個人情報の提供というのは、一般的には人の生命または身体の保護のため緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、それを踏まえて、それぞれの個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用の検討をお願いするという形で、各自治体の御判断の参考になるように、通知を発出したところである。

この通知は、当省健康局とともに、総務省の自治行政局とも連名で、各自治体の参考としていただけるような形で発出した。通知の中では、既にこうした連携を行っている好事例の紹介も行っており、取組が進むことを願っている。

いずれにしても、提案の背景にあるような都道府県と保健所を設置していない市町村との連携が非常に重要だと思っているので、感染症の状況、今回のコロナウイルスの対応に関しては、状況が刻々と変わっていくので、その中でより適切な対応をお願いできるように、我々も自治体の意見を伺いながら対応してまいりたいと考えている。

(高橋部会長) 通知を8月25日及び9月6日を出していただいたが、まだ自治体の個人情報保護条例は様々である中、この通知によって一挙に課題が解決したと思っているか。

(厚生労働省) 御指摘いただいたとおり、現状では、個人情報保護条例をそれぞれ所管している都道府県の判断ということになるので、対応が分かれるということも考えられるところ、例えば、個別法で規定してはどうかという意見があることかと思う。

こうした点については、今後のコロナ対応を踏まえて、今後、法律改正を含めて検討していくという大きな流れがあるので、その中で、自治体の意見を伺いながら、そして、他の感染症対策との整合性も踏まえながら検討をしてまいりたいと思っている。

ただ、理解いただきたいのは、例えば今回のコロナへの対応を考えても、今年の1月、2月ぐらいの時期は、感染者及び自宅療養の方がかなり増えて、その方に対して食べ物を配ることが非常に懸念になっていた時期があった。それを踏まえてこういった連携規定を入れた。その後、いろいろ対応してきたが、また今年の夏には、無症状で自宅での生活物資が必要だという方に加え、東京などでは一定程度症状はあるけれども自宅にしながら健康観察などが必要だという、開業医などによるアプローチが必要だというような状況が出てきたところである。こうしたことが、今回の提案の背景にも含まれているのだと思う。

そういう意味では、感染症対応の進捗によって、どこまでの情報連携が求められるかというのは変わってくる。都道府県別に見ると、自宅療養ゼロで続けているところもある一方で、東京や九州などでは、自宅療養者が非常に増えて、その対応が大変だったというところがある。例えば和歌山県などは、基本的に感染者については病院で対応するという原則のもとで動いている。自治体によっても対応が違うというところがある。

そうしたことを踏まえて対応を考えていかなければいけないと思っており、個別法における規定というのを全てとしてやっていくというよりは、個人情報保護の大きな枠組みの中で、こうした人の生命、身体に関わる事由について、個人の利益のためにどうやっていくかという大きな枠組みでの議論も当然あるのだと思う。

その上で、感染症法に関しては、やはり御指摘いただいたように、こういう個人情報の取扱いについて、あらかじめ規定しておいたほうが、都道府県、市町村においては動きやすいということもあるのではないかとことはあるので、検討事項の1つとして対応してまいりたいと思う。

(高橋部会長) 法令改正については、今、まさにそれが1つの大きな政治的な課題になっているが、まだ見通せないということか。具体的な議論の時期についてはいかがか。

(厚生労働省) 検討していくということは決まっているが、具体的な内容やスケジュールを含めて、まだ検討段階である。

(勢一構成員) 今回、通知を出していただいて、コロナの特殊な状況の中で、個別地域によって随分状況が違うので、それぞれに合うような形での対応が大事だというのは、そのとおりだと思う。

ただ、少し落ち着いて現状を見ると、やはり法令によって情報提供を受ける側の団体の立場も確立されたほ

うが安定性は確実に上がると思う。

特に、住民へのアプローチという点では、保健所を設置していない規模の市町村のほうが、きめ細やかに対応できるという面がある。中核市や政令市と比べて、住民にとっての親近感が違うので、そういう団体がきちんと住民をフォローできるような形をとるということであれば、やはり法令上の何らかの位置づけを前向きに検討いただければと思う。

(高橋部会長) 自治体の個人情報保護制度も再来年には変わる。しかし、そうはいつでも今の行政機関個人情報保護法の運用などについても、迷うところは多い。そういった意味では、緊急事態の中で、どこまでやっていくのかというのは、法律によって標準化されても、迷いはあるのではないかと思う。今でも色々な議論があり、様々な場面で個人情報保護の問題がある。緊急事態で必要だというときに何らかの特化したルールがあったほうが、自治体は迷わなくて済むと思うので、ぜひ然るべき時期にしっかり検討いただければと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)